

標 題：

リベリア籍船舶及びマーシャル諸島籍船舶の
居住設備に対するILO条約の適用について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 238

Date : 平成9年12月18日

関係船主・造船所各位

リベリア政府及びマーシャル諸島政府より、それぞれの国に於いて、ILO 条約 No.92 及び No.133 が既に発効しているとして、両条約のリベリア籍船舶及びマーシャル諸島籍船舶への適用について指示がありました。

両政府からの指示により、今後、申込みにより、リベリア籍船舶及びマーシャル諸島籍船舶の居住設備の検査の実施、及び証書の発行を次の通り行ないますので、お知らせいたします。

1. リベリア籍或いはマーシャル諸島籍として、且つ本会の船級船として建造される船舶の居住設備に対し、ILO 条約 No.92 及び同 No.133 を適用し、完全に適合していることを確認した上で、5年間有効な適合証書を発行する。
2. リベリア籍或いはマーシャル諸島籍を有し、本会の船級船として就航している船舶の居住設備に対し、ILO 条約 No.92 及び同 No.133 を適用し、両条約への適合状況を検査し、適合していない事項があれば、その項目を記載した、5年間有効な証書を発行する。

以 上

お問い合わせ： 材料艤装部

Tel : 03-5226-2020

Fax : 03-5226-2019

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思っ情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。